

ジェンダーの視点から見たパートタイム労働のあり方

——生活時間調査に見るオランダとスウェーデンの仕事時間と家庭生活時間の変化——

田 中 裕 美 子

目 次

1. はじめに
2. パートタイム労働の傾向
3. 仕事時間と家庭生活時間の比較
4. 生活時間調査に見る仕事時間と家庭生活時間の変化
5. 女性労働の推移
6. おわりに——パートタイム労働の類型化へ向けて

1. はじめに

スウェーデンでは、女性の多くがフルタイム労働をベースにして一時的にパートタイム労働を選択しているのに対して、オランダでは典型的な働き方としてパートタイム労働を選択している。こうした違いは、女性の就業支援のあり方を通して、その国における男女の役割を反映している。すなわち、男女のどちらが何時間働くかということ、パートタイマーという働き方を「誰が」「いつまで」担うか、という違いである。また、家族間での仕事時間の組み合わせは、働き方の組み合わせも示している。したがって、パートタイム労働に関する諸条件が、フルタイム労働とどの程度の差があるのかを視野に入れて考察する必要がある。

パートタイムという働き方は、労働時間の短縮を通じて個人がライフスタイルを選択できるという反面、主に女性が家族的責任を果たすための選択肢としての意味も持っている。この意味ではパートタイム労働は、その国のジェンダーのあり様を表していると言える。

そこで、この相違を明確にするために、まずオランダとスウェーデンの生活時間調査に注目する。仕事時間と家庭生活時間の比較をする中で、両国のジェンダーのあり様を具体的に検討できると考えるからである。スウェーデンとオランダはともに、パートタイム比率が高く、女性がその中心となって

いる。また、パートタイマーはフルタイマーと均等待遇であり、必ずしも周辺的な雇用ではないという共通の傾向がある。さらに、両国とも男女で仕事と家事・育児を中心とした家族的責任を分担するという方向が目指されている。だが、現実には、家族的責任のために主に女性がパートタイム労働を選択しているという面でも共通点がある。

本稿では、こうした視点から、男女の仕事時間と家庭生活時間の使い方を、子どもを持つ働く親に焦点をあてて比較する。子どもを持つ親の間での時間の使い方が、ジェンダーのあり様を最もよく表していると考えられるからである。その前提である、パートタイム労働を中心とした女性労働の現状をふまえて、両国のパートタイム労働のあり方の違いについても検討したい。

2. パートタイム労働の傾向

まず、オランダとスウェーデンのパートタイム労働の傾向について確認する。EU 諸国の中で雇用者に占めるパートタイマー比率（パートタイム比率）は、オランダが 42.2%（1 位）、スウェーデンが 22.8%（3 位）である。また、男女別に見ると、女性はオランダが 71.3%（1 位）、スウェーデンが 36.3%（5 位）、男性はオランダが 20.0%（1 位）、スウェーデンが 10.7%（2 位）となっており、いずれもオランダが高い（CBS(2003):195）。

さらに、年齢別にみると、オランダはいずれの世代についても、男女とも最もパートタイム比率が高い。一方、スウェーデンは、15-24 歳層ではオランダに次いで 2 位だが、その他の年齢層では比率を下げ、50-64 歳層では EU 平均を下回っている。また、オランダでも、男性の比率に注目すると、19-24 歳で一番高いが、いわゆる働き盛りの 25-49 歳層では 10% 台となっており、どの世代でもパート

表1 就業者の仕事時間と家庭生活時間の使い方

	スウェーデン				オランダ			
	女性		男性		女性		男性	
	仕事	家庭生活	仕事	家庭生活	仕事	家庭生活	仕事	家庭生活
全就業者の平均	3:55	3:32	5:09	2:22	3:10	3:32	5:06	1:51
子どもが0-6歳のカップル	2:42	5:21	5:11	3:19	2:26	5:44	5:23	2:33
子どもが7-17歳のカップル	4:16	3:56	5:22	2:32	2:59	4:10	5:12	1:57

注 家庭生活時間は、家事と家族の世話の合計時間を指す
(出所) Eurostat (2003) より作成

タイム比率の高い女性の働き方との違いがあらわれている。スウェーデンにおいては、パートタイム比率と世代の傾向は男女で似ている。しかし、女性の比率では、15-24歳は約60%だが、それ以外の世代では40%となっており、男性の比率が10%台であることとは差がある (Fransson, Johansson and Svenaeus(2001):10)。

このように、オランダとスウェーデンのパートタイム労働を統計から比較すると、年代によりパートタイム比率が異なる、すなわち、働き方が異なっている。それでは、こうした働き方の違いは、子どもを持つ親の生活時間にどのように反映されているのだろうか。以下では、両国における生活時間調査に関する報告書を手がかりに検討したい。

3. 仕事時間と家庭生活時間の比較

スウェーデンでは、2000年に中央統計局 (Statistiska Centralbyrån、以下、SCBとする) が10年ぶりの調査を行った¹⁾。今回の調査では、「平日の生活時間」(“Tid För vardagsliv”)というタイトルの報告書が提出され、男女の平日の時間の使い方に焦点が当てられている。また、1990年の前回調査との比較も行われている。

オランダでは、社会・文化計画局 (Sociaal en Cultureel Planbureau、以下、SCPとする) が5年ごとに調査を行っている²⁾。今回とりあげるのは、2000年におこなわれた調査であり、「生活時間の傾向」(“Trends in de tijd”)という報告書が提出されている。

本稿では、この2つの報告書を取りあげて検討する。ただし、オランダでは調査対象が12歳以上、スウェーデンでは20-84歳であり、調査項目も異なっているため、比較可能な形になっている Eurostat

(2003)の調査により、就業者の仕事時間と家庭生活時間について両国の状況について概観する。就業者に焦点をあてるのは、男女の役割分業を見るには、仕事と家事や育児などの家族的責任の時間配分の検討が有効であること、就業者を比較することで調査対象の年齢の相違が少しは解消されると考えるからである。そして、個々の特徴については、上述のそれぞれの報告書を中心に比較する。

表1は両国の就業者の仕事時間と家庭生活時間の使い方を表している。男女別・国別の傾向は以下の通りである。まず、女性就業者の仕事時間と家庭生活時間(ここでは、家事と家族の世話の合計時間である)は、就業者全体では両国とも家庭生活時間は同じ3時間32分であるのに対して、仕事時間はスウェーデンでは3時間55分、オランダでは3時間10分とスウェーデンの方が45分長い。次に、就業者の仕事と家庭生活時間を子どもの年齢別に比較する。一番幼い子どもが0-6歳の場合の仕事時間(スウェーデンが2時間42分、オランダが2時間26分)と家庭生活時間(スウェーデンが5時間21分、オランダが5時間44分)は、スウェーデンもオランダもほとんど変わらない。しかし、一番幼い子どもが7-17歳である場合は、仕事時間はオランダが2時間59分であるのに対して、スウェーデンは4時間16分と1時間以上長く、逆に家庭生活時間はスウェーデンが3時間56分であるのに対してオランダは4時間10分とオランダの方が14分長い。

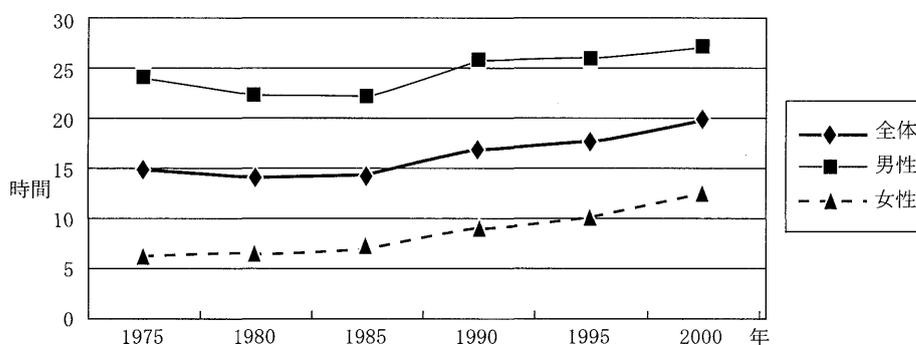
このように、オランダもスウェーデンも子どもが幼い間は、女性が主に家事・育児などの家族的責任を担うという状況は同じであることがわかる。しかしスウェーデンでは、子どもが学校へ行く年齢になると、フルタイムに戻る女性が多いため、労働時間を伸ばすことができる。これに対してオランダではほとんど伸びておらず、パートタイマーのままで働

表2 生活時間の使い方（オランダ：12歳以上）

	1975	1985	1995	2000
拘束時間 (committed time)	40.7	40.7	42.6	43.9
うち、仕事	14.8	14.1	17.3	19.4
うち、子どもや家族の世話	19.1	19.4	18.9	19.0
うち、教育	6.7	7.2	6.4	5.5
生活必需時間 (personal time)	76.3	75.3	6.4	5.5
自由時間	47.9	49.0	47.3	44.8

(出所) SCP (2002) より作成

図1 男女別労働時間の推移（オランダ：12歳以上）



(出所) CBS (2001) より作成

き続けていることがわかる。

同様に男性就業者の仕事時間と家庭生活時間について見てみよう。就業者全体では両国とも、仕事時間はほぼ同じ（スウェーデンが5時間9分、オランダが5時間6分）であるが、家庭生活時間はオランダが1時間51分であるのに対してスウェーデンは2時間22分とスウェーデンの方が30分程度長い。子どもの年齢別では、一番幼い子どもが0-6歳である場合の仕事時間と家庭生活時間を見ると、仕事時間は両国ではほぼ変わらない（スウェーデンが5時間11分、オランダが5時間23分）が、家庭生活時間ではスウェーデンが3時間19分、オランダが2時間33分と、スウェーデンの方が40分以上も長い。一番幼い子どもが7-17歳である場合も、仕事時間は両国ではほぼ変わらない（スウェーデンが5時間22分、オランダが5時間12分）が、家庭生活時間では、スウェーデンが2時間32分、オランダが1時間57分とスウェーデンの方が35分長い。また、一番幼い子どもの年齢が上がるとスウェーデンでは労働時間が増加しているが、オランダでは逆に減少している。

以上より、オランダとスウェーデンを比較する

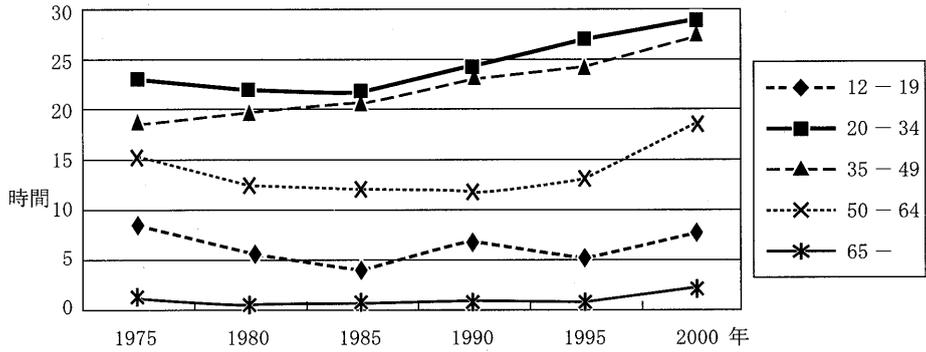
と、就業者全体で見た平均仕事時間は男性は約5時間と同じである。また、家庭生活時間は女性はオランダもスウェーデンも同じ3時間32分であるのに対して男性はスウェーデンの方が30分程度長く、両国の女性の仕事時間の差45分が男性の家庭生活時間と完全に相殺されるとは考えられない。

このように、働き方の方向性が対照的であると捉えられているオランダとスウェーデンであるが、幼い子どもがいる場合に限れば同じようなライフスタイルを選択していることがわかる。また、男性の家庭生活時間についてはスウェーデンの方が長い時間を費やしている。次に、それぞれの個別の調査をもとに仕事時間と家庭生活時間について、最近の変化を見ていきたい。

4. 生活時間調査に見る仕事時間と家庭生活時間の変化

本節では、仕事と家庭生活時間に焦点を当てて、それぞれの国で行われている生活時間調査から、最近の変化について概観したい。

図2 年齢階級別週あたり労働時間（オランダ）



（出所）CBS（2001）より作成

表3 仕事と家庭生活時間の使い方の推移（オランダ：25歳以上男女）

性別	1975	1980	1985	1990	1995	2000
女性						
仕事時間	3.9	4.4	5.9	7.7	9.3	12.0
家庭生活時間	42.6	44.4	43.3	39.1	37.7	35.5
うち、子どもや家族の世話	4.6	5.2	4.7	5.0	5.1	5.0
男性						
仕事時間	27.3	25.6	25.1	27.3	28.6	29.8
家庭生活時間	17.4	18.5	20.4	19.7	21.2	20.0
うち、子どもや家族の世話	1.9	1.9	1.8	1.9	1.9	2.1

（出所）SCP（2002）より作成

4-1 Trends in de tijd—オランダの生活時間調査報告

この調査は、SCPにより2000年の秋に実施された。SCPによる調査は1975年以来、5年ごとに同じ方式で行われてきた。最初に、全体の傾向について概観する。

表2は、仕事、家庭生活時間、教育などの拘束時間（committed time）、生活必需時間、自由時間の3分類の推移（12歳以上の男女計）を表している。これによると、拘束時間は増加しているが、特に1985年以降、仕事時間は増加、家庭生活時間は横ばい、教育は減少していることがわかる。また、生活必需時間および、自由時間は減少している。

さらに、仕事時間について見てみよう。図1、図2は、1975年から2000年の週あたり労働時間の推移を男女別、年齢別にみたものである。まず、図1より2000年の男女別の労働時間は、男性が26.8時間、女性が12.2時間であり、男性の方が女性の2倍以上働いている。時系列的には労働時間は男女とも増加傾向にあり、特に女性は1975年の6.1時間に比して2倍伸びている。また、図2より男女年齢階級別に見ると、2000年に労働時間が最も長いのは

20-34歳層の28.4時間、次いで、35-49歳層の27.7時間であり、特に1985年以降はいずれの年齢階級でも増加傾向にある。

次に表3は25歳以上の男女の仕事と家庭生活時間の使い方を表している。これによると、1975年には、女性は家庭生活時間（うち、子どもや家族の世話時間）に42.6（4.6）時間、仕事時間に3.9時間、合計では46.5時間を費やしているが、男性は家庭生活時間に17.4（1.9）時間、仕事時間に27.3時間、合計では44.7時間と、女性の方が週あたり1.8時間長く、それに対して2000年には、女性は家庭生活時間に35.5（5）時間、仕事時間に12時間、合計では47.5時間働いている。男性は家庭生活時間に20.0（2.1）時間、仕事時間に29.8時間、合計では49.8時間と、男性の方が週あたり2.3時間長くなっている。25年間で女性は仕事時間を8時間伸ばし、家庭生活時間を7時間減らしている。一方、男性はどちらの時間も増加させているものの、仕事時間、家庭生活時間ともに伸びは2時間半程度と、小幅にとどまっている。

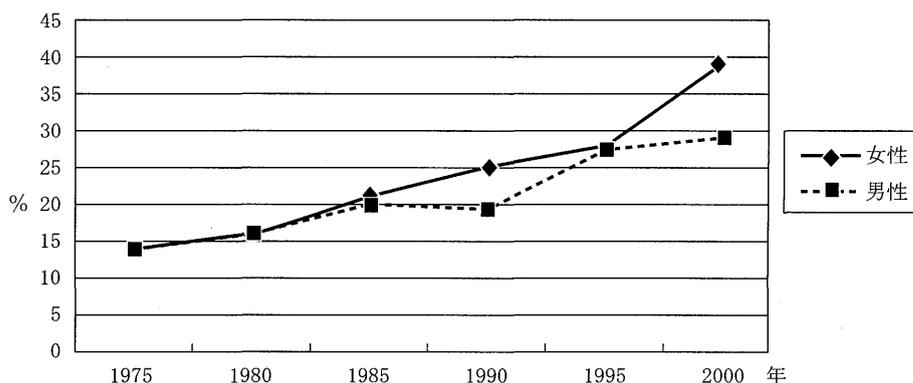
表4は、1985年から2000年の、25歳以上で子どもがいるカップルについて、一番幼い子どもの年齢

表4 一番若い子どもの年齢別カップルの週当たり時間（オランダ：1985-2000年）

	1985		1995		2000	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性
子どもの年齢が0-5歳						
仕事時間	4.7	32.3	8.8	38.8	12.0	42.2
家庭生活時間	55.4	22.9	50.5	22.3	48.0	19.8
うち、子どもや家族の世話	18.7	8.9	19.1	8.3	20.1	8.4
子どもの年齢が6-14歳						
仕事時間	5.9	37.3	10.8	36.2	13.9	36.1
家庭生活時間	48.7	16.6	41.9	21.7	40.5	19.6
うち、子どもや家族の世話	6.3	1.9	6.9	2.7	7.3	3.6
子どもの年齢が15歳以上						
仕事時間	5.6	27.3	8.7	28.3	13.2	29.1
家庭生活時間	45.6	20.6	39.7	20.6	33.8	20.2
うち、子どもや家族の世話	1.1	0.4	1.7	0.5	1.6	0.8

(出所) SCP (2002) より作成

図3 コンビネーション比率の推移（オランダ：1975-2000年）



(出所) SCP and CBS (2002) より作成

別に見た家族類型別の仕事時間と家庭生活時間の配分である。2000年で見ると一番若い子どもが0-5歳のカップルの仕事時間と家庭生活時間（うち、子どもや家族の世話時間）は、女性が12時間と48（20.1）時間の合計60時間、男性が42.2時間と19.8（8.4）時間の合計62時間である。一番若い子どもが6-14歳になると、女性は13.9時間と40.5（7.3）時間の合計54.4時間、男性は36.1時間と19.6（3.6）時間の合計55.7時間である。さらに、一番若い子どもが15歳以上のカップルになると、女性が13.2時間と33.8時間（1.6）の合計47.0時間、男性が29.1時間と20.2（0.8）時間の合計49.3時間となる。このように子どもがいる場合は、女性に比べ男性の合計時間は長い。

また、男女の時間の使い方には大きな差が見られる。特に若い子どもがいる場合には、その差は大きくなる。時系列的に比較すると、女性はいずれも家

庭生活時間を減らし、仕事時間を増加させている。一方、0-5歳の子どもを持つ男性の仕事時間が増加しているのが顕著である。女性の仕事時間と男性の家庭生活時間はそれぞれ若い子どもがいるか否かにかかわらず大差はないのに対して、女性の家庭生活時間と男性の仕事時間は若い子どもがいる場合ほど大きい。

表5 20-64歳の男女の生活時間の使い方（スウェーデン：2000/2001）

	女性	男性
仕事時間	3:49	5:30
家庭生活時間	4:08	2:46
必需時間	10:25	9:59
学習	0:34	0:21
自由時間	4:57	5:18
その他	0:07	0:07

(出所) SCB (2003) より作成

表6 子どもの有無・年齢別週当たり時間(スウェーデン：就業者・同居カップル)

	女 性			男 性		
	仕事	家庭生活	うち、子どもの世話	仕事	家庭生活	うち、子どもの世話
子どもがいない	5:26	2:33	—	6:42	1:57	—
幼い子どもがいる	3:24	5:46	1:57	5:48	3:46	1:07
一番幼い子どもが7歳以上	4:55	4:19	0:25	5:55	3:03	0:21

(出所) SCB (2003) より作成

オランダでは仕事を週12時間以上、かつ、家事や家族の世話などを週12時間以上行うことを「コンビネーション (Taakcombineren)」と呼んでいるが、図3はコンビネーションが就業者全体に占める比率の推移を男女別に示している。男女とも増加の傾向にあるが、特に女性の増加率が高い。これは1975年以降女性の就業が進み、労働時間が増加したことが大きな要因であると考えられる。

以上、生活時間調査より、男女の仕事と家庭生活における分担について見てきたが、1975年以降、男性の家庭生活時間の増加、女性の仕事時間の増加が明らかになった。また、男女ともにコンビネーションが増加していることから、男女で仕事と家庭生活時間を分担しつつある変化がよみとれる。しかし、子どものいるカップル、特に幼い子どもがいる間は、主に女性がその世話をする役割を担い、男性が生計を支えている状況もうかがえる。

4-2 Tid för vardagsliv Leneadsforhållanden Rapport nr 99

—スウェーデンの生活時間調査報告書

次に、同様の視点からスウェーデンの生活時間調査について検討する。スウェーデンにおける生活時間調査は2000年10月から2001年9月にかけて20-84歳を対象として行われた。調査の目的としては男女の生活時間の使い方の違いを明らかにすることが挙げられており、家族のサイクルによって、時間の使い方がどのように異なるのかを明らかにすることに重点が置かれている。報告書は、大きく2つの柱、①1990年代との比較、②2001年調査の特徴、に分かれており、平日の時間の使い方を中心に分析が行われている。

ここでは、家庭生活時間と仕事時間に注目して、1990年代との比較および2001年調査から明らかになった傾向について言及する。

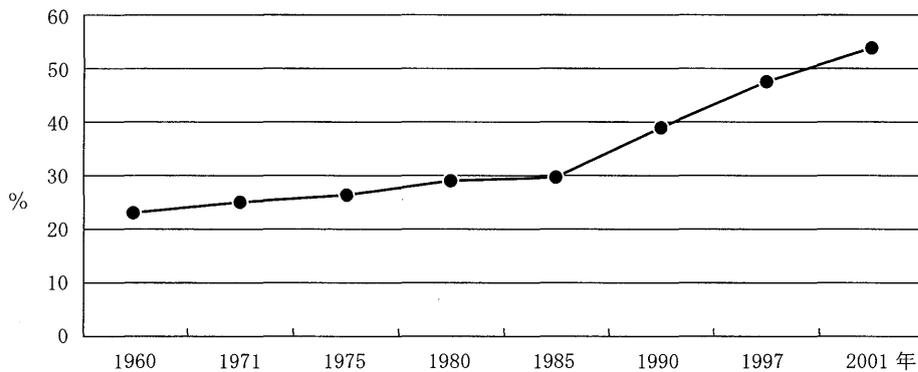
まず、生活時間の使い方を見てみよう。表5は、20-64歳を対象にした男女の生活時間の内訳を示している。これによると、女性の仕事時間は3時間49分、家庭生活時間は4時間8分であり、男性の仕事時間は5時間30分、家庭生活時間は2時間46分である。10年前に行われた前回調査に比べると、女性が仕事時間を4分、家庭生活時間を39分減少させた。男性は、仕事時間を24分、家庭生活時間を7分減少させている。仕事と家庭生活の合計時間は、男女ともおよそ8時間とほぼ差はないものの、仕事と家庭生活時間の合計時間の配分には男女で差があることがわかる。

さらに、家族の類型別、子どもの年齢別に見ると、どうであろうか。表6は、20-64歳の就業者について見たものである。子どものいないカップルは、女性は仕事5時間26分、家庭生活2時間33分であるのに対して、男性は仕事6時間42分、家庭生活1時間57分である。さらに、子どもの年齢別に見ると、幼い子どもがいるカップルでは、女性は仕事3時間24分、家庭生活5時間46分であるのに対して、男性は仕事5時間48分、家庭生活3時間46分、一番幼い子どもが7歳以上の場合は、女性は仕事4時間55分、家庭生活4時間19分であるのに対して、男性は仕事5時間55分、家庭生活3時間3分となっている。

このように、いずれのカップルにおいても男女で仕事と家庭生活時間に差がみられる。特に、幼い子どもを持つ男女の場合は男性は仕事、女性は家庭生活により多くの時間を配分しており、対照的な時間の使い方をしている。この点については、報告書でも、最も男女間の貢献度の特徴が見られるグループであると指摘されている。

ところで、報告書では10年前と比べ、2つの大きな変化をとりあげている。一つは、女性が家庭生活時間を40分減少させたことである。しかし、女

図4 女性労働力率の推移（オランダ：15-65歳以上）



(出所) SZW (2002) より作成

性の家庭生活時間の減少が男性の家庭生活時間の増加を伴っているわけではない。この減少により、男女間での家庭生活時間の差は縮まったが、それでも女性が男性に比べて65%以上を家庭生活時間に費やしている。もう一つの大きな変化として、男性が20分仕事時間を減らしたことで、とりわけ、幼い子どもを持つ父親は、約40分近く仕事時間を減少させたことがあげられる。

以上のように、スウェーデンでは、男女の合計時間の差はほとんどなくなっているが、依然として男性が仕事に、女性が家庭生活に、より多くの時間を費やしていること、女性の仕事はライフサイクルによって変化すること、特に幼い子どもを持つカップルの間でその差が大きくなるのが明らかになった。

本節では、オランダとスウェーデンの生活時間調査をもとに、子どもを持つ親の家庭生活時間と仕事時間について検討した。その結果、両国とも幼い子どもがいる場合、女性が仕事時間を減らして家庭生活を担当しているが、子どもが大きくなると、スウェーデンではオランダに比べ女性の仕事時間が大きく増加することがわかった。

最初に述べたように両国は、①パートタイム比率が高いこと、②ジェンダー平等を目標として掲げていること、③女性が家族的責任役割を果たすということなどの共通点がある。しかし、女性が働くことに関する社会の捉え方は以下のように対照的であり、それはパートタイマーのあり方ともかかわっている。

オランダでは、「コンビネーションシナリオ」と

呼ばれるものがあり、ジェンダー平等についての方向性が示されている。また、スウェーデンでもジェンダー平等については様々な政策を積極的に取られてきた。こうした、ジェンダーとパートタイム労働についてどのように理解すればいいのだろうか。オランダでは女性の多くがフルタイマーとしてではなく、パートタイマーとして働く理由として、家庭生活を重視しているからであるということがあげられる。次に、女性がパートタイマーを選ぶ背景と、両国の女性労働の推移について見てみよう。

5. 女性労働の推移

5-1 オランダの女性就業³⁾

図4は、女性人口に占める女性の労働力率の長期的な推移をあらわしている。これをみると、1960年では23%であったが、1970年代から上昇しはじめ、2001年には53%となっている。女性の労働力率の上昇は特に、1980年代から顕著になる。

オランダでは、1970年代まで女性が外で働くことは珍しく、女性の労働者は少女か未婚女性であった。1957年まで、女性公務員は結婚したら退職しなければならなかったし、民間でも同様の契約が容認されていた。また、子どものいる既婚女性が仕事を持つことについて、1965年の調査では84%が受け入れがたいと答えている（SZW(2000)：2）。しかし、1970年になると、この回答は40%、1997年の調査では18%にまで減少しており、大きな意識変化が見られる。また、女性の教育水準向上やサービス部門での労働力不足を背景に、既婚女性が労働力として認識されていった。しかし、子どもと過ご

表7 稼ぎ手類型別構成比率（オランダ：単位％）

	1982	1986	1990	1994
一人稼ぎ手	57	56	49	42
うち、男性が主たる稼ぎ手	53	50	46	36
うち、女性が主たる稼ぎ手	4	3	3	6
共稼ぎ	30	30	37	43
うち、男性が主たる稼ぎ手	13	16	21	26
うち、女性が主たる稼ぎ手	6	1	1	1
うち、二人ともパートタイマー	1	1	2	2
うち、二人ともフルタイマー	10	11	13	14
収入無し	14	16	15	15

(出所) SCP (1999) より作成

す時間を好むこと、また、保育施設などの不十分さにより、既婚女性にはパートタイム労働が選ばれた。

1973年には、失業率が増加し、政府はパートタイマーを失業対策の手段として捉えるようになる。すなわち、フルタイマーの労働時間を減少させ、労働週をカットして雇用を再配置しようとした。政府は、社会保障制度や労働法を通じて、パートタイマーとフルタイマーの均等な取り扱いなどにより、パートタイマーの促進に努めた。これまで反対の立場を唱えていた労働組合もパートタイマーに関心を持ち、パートタイマーの促進を受け入れるようになった。このような社会意識の変化、経済的变化などを背景にパートタイマーという形での労働市場への女性の参入が進んでいったのである。

2001年現在、15-64歳の全女性の33%が働いている。最も労働力率が高いのは、25-34歳の女性で72%である。また、女性の70%が週35時間未満で働いている（SCP and CBS (2002) : 242）。

既述の通り、オランダはEU諸国の中で男女ともパートタイマー比率が高い。しかし、男女で大きな差がある。企業は男性のパートタイマーをあまり好まない、昇進の際に不利になることがあるという問題も指摘されている。男性のパートタイマーは、学生時代などキャリアの早い段階、あるいは、早期退職などのキャリアの最後の段階で選ばれる働き方である。これに対して、女性のパートタイマーは中高年層が多く、また生涯を通じた中心的な働き方であることとは対照的である。

オランダがすすめたコンビネーションシナリオではスウェーデン型でない働き方を選びながらゆと

りある家庭生活を営めるモデル——1.5稼ぎモデル——が提唱され、日本でも紹介されている。

オランダでは、カップルで労働時間を短縮して仕事と家族的責任を分担しようという目標が立てられている。すなわち、男性中心にフルタイムで働くのではなく、男女ともパートタイマーとして働きながら、家庭生活にもより多くの時間を配分することにより、「家庭生活を大事にしジェンダー平等も達成」することが目指されている。しかし、男女の働き方を労働時間から見てみると、男性の88%が週35時間以上、週20-34時間は10%であるのに対して、女性は週20-34時間が45%、次いで週35時間以上が37%となっており、男性の多くはフルタイマーである（SCP and CBS(2002) : 79）。

オランダでは、女性の労働市場への参入により共稼ぎが増加したと言われているが、実際にはどのような働き方の組み合わせが選択されているのだろうか。表7をもとに、稼ぎ手類型別割合を見てみよう。ここでも、一人稼ぎ手タイプが減少し、共稼ぎが増加していることがわかる。一人稼ぎ手の場合ほとんどが、男性が主たる稼ぎ手であるが、共稼ぎタイプでは男性が主たる稼ぎ手である1.5稼ぎ（The one-and-half earner family）が多く見られる。二人ともパートタイムというのは非常に珍しく、男性のフルタイムと女性のパートタイムという組み合わせが最も多いことがわかる。こうした働き方の差は、女性の経済的自立という点から見ると、女性の平均所得が男性の53%という状況を生み出している（SCP and CBS(2002) : 247）。

オランダでは、週12時間以上仕事をし、かつ、週12時間以上家事や家族の世話をおこなうことを

Taakcombineren (task combination) と呼び、ジェンダー平等のひとつの目安となっている。こうしたコンビネーションを行っている比率は男女ともに増加しており、1975年には男女それぞれ14%であったが、2000年には女性39%、男性29%となった。コンビネーションについては、2000年に、パートナー間の役割分業に焦点をあてた調査報告書 (De kunst van het combineren—Division of tasks among partners) SCP(2000)が出され、仕事と家族的責任の分担が平等ではないこと、両立のために保育制度の充実が必要であることなどが指摘されている。

次に、子どもを持つ親はどのように働いているのだろうか。2001年現在、6歳以下の子どもがいる女性の半分以上、シングルマザーの37%が働いておりこれは1990年に比べて倍以上となっている。子どもがいる世帯の働き方について見てみると、男性がフルタイム・女性がパートタイムの組み合わせが52.9%、男女ともフルタイムは10.8%、男女ともパートタイムは2.3%であり、子どもがいてもやはり1+0.5という働き方が中心であり、ジェンダー平等は達成されていないことがわかる。

オランダでは、出産後も仕事を続ける女性が増え、1990年代になると、第一子出産後に仕事を辞めた女性は25% (男性10%)、労働時間を減らした女性は44%、以前と同じまたは労働時間を増やした女性は32% (男性90%) であり、多くの場合は労働時間を以前より短縮しているものの、70%以上の女性が第一子出産後も仕事を続けている (SCP and CBS(2002):101)。

また、子どもを持つ女性の就業に対する考え方も変化している。例えば、「母親が外で働くことに問題があるか」という問いに対して、男女とも80%近くが「ない」と回答している (SCP and CBS(2002):115)。さらに、保育所を利用することに関しても、「問題ない」という回答が60%にのぼっている。ただし、子どもが幼児期の間については、「乳幼児が週のうち何日かを保育所で過ごしてもよい」という考え方については、60%が同意しておらず (SCP and CBS(2002):244)、子どもが学校へいくまでは、家庭で育てることが望ましいと考えられている。

以上のように、オランダでは、女性の労働市場へ

の参入は1980年代から本格的に始まったこと、カップルでの働き方は男性がフルタイム・女性がパートタイムが多く、one-and-half earner familyが中心であること、第一子出産後も仕事を継続している女性が多いこと、女性の就業に関する意識は変化しているが、子どもが幼いうちは家庭で育てるのが望ましいと考えられていること、などが示された。

5-2 スウェーデンの女性就業⁴⁾

次に、スウェーデンの女性労働についても比較してみよう。スウェーデンで女性の就業が増加したのは、1950年代後半からであり、未婚女性がその中心であった。その後、労働力不足により既婚女性への労働需要も高まり、1965年には既婚女性の就業が未婚女性の就業を上回った。女性の労働力率の増加に伴い、パートタイマーの比率も増加し、1982年には47%にまで増加する。こうしたパートタイマー増加の背景として、パートタイマーに有利な税制改革や1974年に制定された育児支援制度の拡充などが挙げられる。しかし、1982年以降は逆に、フルタイマーが増加する。また、週20-34時間である「長時間」のパートタイマーも増加している。こうした傾向は現在でも同様である。2001年には20-64歳の就業女性のうち67%がフルタイマー、33%がパートタイマーであり、パートタイマーのうちでも、週20-34時間の長時間労働者が最も多い。これは、男性の92%がフルタイマー、8%がパートタイマーであるのとは対照的である。7歳未満の子どもをもつ男女の労働力率は高く、30代以上では7歳未満の子どもがいない場合とほとんど変わらない (SCB (2003b))。スウェーデン女性のパートタイマーの多くが、労働時間短縮型の育児休暇制度を利用していただいている⁵⁾。子どもが1人の場合、1-2歳の時には40%が、3-6歳の時には37%が、7-10歳の時には35%の女性がパートタイマーとして働いている。男性はいずれの場合にも、90%以上がフルタイマーである。また、パートタイマーに対する特別な法律はないが一般法でカバーされており、フルタイマーと均等待遇が保証されている。また、パートタイマーとフルタイマーの相互転換も可能である。

スウェーデンでは、男女で仕事と家族的責任を平等に分担することが目指されてきた。しかし、生活

時間調査からも明らかになったように、仕事と家庭生活時間の合計は10年前に比べると男女間での差は縮まっているが⁶⁾、配分に関してはまだ偏りがあり、特に幼い子どもを持つカップルの間ではむしろ格差が広がっている。この点については育児休暇の取得に男女差があることが問題として指摘されている。スウェーデンの育児休暇は労働者であれば、男女いずれでも取得できる。1990年に両親手当給付を受給したのは、男性7.4%、女性が92.6%であったが、2001年には男性が13.8%・女性が86.2%になっている。これは、「パパの月」⁷⁾を導入したり、様々なキャンペーンを行ったりして啓発に努めた結果、男性の取得率が上昇してきたといえるが、なお、その多くを女性が取得しており、今後の課題とされている。

6. おわりに——パートタイム労働の類型化へ向けて

本稿では、家族的責任と仕事の両立という視点から、オランダとスウェーデンの就業者に焦点をあて比較した。そこからは、①パートタイマーとフルタイマーの均等待遇がなされていること、②男性がフルタイマー・女性がパートタイマーを選択する傾向があること、③主として女性が家族的責任を担っており、それがパートタイマーの主な選択理由であること、という共通点が確認できた。両国とも、ジェンダー平等として「仕事と家庭生活の両立」を理念に掲げており、オランダではコンビネーションシナリオの中で、スウェーデンでは平等政策のなかでその方針が示されている。いずれも、男女とも平等にフルタイマーとパートタイマーを選択できるという方向を模索しているモデルであると考えられる。

しかし、両国とも男女で仕事と家族的責任を担うという方向性は同じであるが、その担い方が異なっている。たとえば、既に見たように、女性の仕事時間と家庭時間の使い方からは、子どもが小学校へあがるまでの期間は、両国とも類似した生活時間の使い方をしているが、学童期になるとスウェーデンの女性が労働時間を伸ばすため、オランダの女性とは対照的になっている。また、スウェーデンの男性は労働時間を短縮しており、かつ家事・育児などの家族的責任は、オランダの男性よりも長い時間を費や

している。

スウェーデンでは、男女ともフルタイマーという働き方を念頭におき、家族的責任を果たすためのサポートを行うという方向である。しかし、オランダではパートタイマーという働き方を男女が選択することで、家族的責任を果たし、ゆとりのある生活を営むという方向である。すなわち、こうした、フルタイム志向のスウェーデンとパートタイム志向のオランダという傾向があるため、同じパートタイム労働といえども、オランダの1.5稼ぎモデルの実態に見られるように、ジェンダーの視点からみたパートタイム労働のあり様は異なっていると言えよう。

オランダもスウェーデンのパートタイム労働も、労働時間を短縮しているという結果である点は同じであるが、スウェーデンは、労働者全体が労働時間短縮を一時的に選択するという結果のパートタイム労働である。スウェーデンでは、全労働者の福祉を念頭に子育て期に注目し、その時期を支援するための手段として取りあげてきた。従って、ジェンダー平等の理念からも、家族的責任に対する支援政策を行う必然性が生じ、労働時間短縮は子育て期を中心とした一時的なものとなる。これまで行われてきた労働時間短縮の議論においても、単に労働条件の視点のみならず、労働者の健康やジェンダーの視点からも重要であるとされ、「労働時間の短縮は、男女平等を目指した家族政策としての意味も持つ」と指摘されている。

一方、オランダでは、男女がパートタイム労働によって仕事と家族的責任を分担する方向を示しているが、これは選択の機会を保障しているのであり、カップル間での労働時間短縮の結果である。オランダでは、男女労働者の子育て期の就業を特に支援すると言うよりは、失業対策としてパートタイム労働そのものを促進してきた。すなわち、男女の役割分業はそのまま、女性の家族的責任が大きい現状での選択となり、その結果女性がパートタイマーを選択する。さらに、パートタイム労働を通じて仕事と家族的責任の調整がなされているため、パートタイム労働が必ずしもキャリアの一時期とはならず、両立支援政策や男性への意識変化の働きかけも積極的にはならない。

こうした労働時間短縮と家族的責任およびジェンダーの視点が、パートタイマーのあり方に影響を及

ぼすと考えられる。オランダの現状は、パートタイム労働の条件がフルタイム労働との均等待遇などで整っていても、それが必ずしもジェンダー平等には結びつかないケースとして捉えられるのではないだろうか。パートタイム労働を志向する上でパートタイム労働が質の低い周辺の労働ではなく、フルタイムと均等待遇であることは不可欠である。その上で、労働時間短縮とジェンダーの視点から、「誰が」家族的責任を担っているのかだけでなく、「どのように」労働時間の短縮がめざされているのかにも注目する必要があるだろう。労働政策や家族福祉政策をいかにとらえて、どのようにパートタイム労働とすりあわせるか、そしてジェンダーの視点がどのように組み込まれているか。こうした違いこそが、それぞれの国のパートタイム労働のあり方を規定していると考えられる。

近年、オランダでは、コンビネーションシナリオのなかで2010年を目標にした様々な取り組みや、女性解放政策(Emanicipatie)が進められている。しかし、男女の役割についての取り組みは不十分であるという指摘もある。こうしたオランダのパートタイム労働とジェンダーのあり様がどのような方向性を持つのかについては、今後の課題としたい。

* 本稿は2001年度下関市立大学特定奨励研究費および2002-2004年科学研究費補助金(基盤研究A)による研究成果の一部である。

注

* 本稿は、社会政策学会第107回大会自由論題での報告を加筆・修正したものである。

- 1) 調査の詳細についてはSCB(2003a)を参照。
- 2) 調査の詳細についてはSCP(2001)を参照。
- 3) オランダの女性就業については、小倉(2001)、シニアプラン開発機構(2002)、竹信(2002)、長坂(2000)、廣瀬(2002)、前田(2000)、正木・前田(2003)、Beets and Nimwegen(1999)、CBS(1999)、Dulk(1999)、Mörtvik and Regnér(1997)、SCP(1999)、Planteng(1995)、Visser(1999,2002)、Work and Organization Research Centre(2000)を参照。
- 4) スウェーデンの女性就業については、田中(1997,2000,2001)、古橋(1989,1999)、SCB(1992,2002,2003c)、SOU(2002,2003)、Mörtvik and Regnér(1997)、Sundström(1997)を参照。
- 5) スウェーデンでは、「全日型」の育児休暇の他に、

子どもが8歳あるいは小学校1年生終了時までの間、1日の労働時間を短縮できる「労働時間短縮型」育児休暇がある。詳細については、古橋(1989,1999)を参照。

- 6) 1985年の調査では、仕事時間と家庭生活時間の合計時間は、女性が週74時間、男性が週65時間と男女間で9時間の差があった。しかし、1992年の調査では、女性が週60時間33分、男性が週61時間15分とその差が縮まった(田中(1993))。
- 7) 父親の休暇取得の促進を目的として導入された。育児休暇期間のうち、1ヶ月は母親のみを(「ママの月」)、1ヶ月は父親のみを対象とし、この権利はお互いに譲渡できない。

<参考文献>

- 小倉一哉(2001)『欧州におけるワークシェアリングの現状(JIL労働政策レポート)』日本労働研究機構
シニアプラン開発機構(2002)『就業と生活形態の多様化についてオランダモデルの示唆するもの』
竹信三恵子(2002)『ワークシェアリングの実像』岩波書店
田中裕美子(1993)「スウェーデンの労働・生活時間調査」女性労働研究会『女性労働』第19号, pp.94-100
田中裕美子(1997)「労働力の女性化と性別役割分業——スウェーデンの事例による一考察」同志社大学人文科学研究所『社会科学』58号, pp.161-178.
田中裕美子(2000)「パートタイム労働をめぐる最近の研究動向」『経済学論叢(同志社大学)』第51号 4巻, pp.91-111.
田中裕美子(2001)「パートタイム労働の国際比較」女性労働問題研究会編『女性労働研究』40号, pp.120-131.
長坂寿久(2000)『オランダモデル』日本経済新聞社
廣瀬真理子(2002)「EU諸国における就労と家族的責任の両立支援策」『21世紀における社会保障とその周辺領域』編集委員会編『21世紀における社会保障とその周辺領域』法律文化社
古橋エツ子(1989)「スウェーデンの育児保障制度」『早稲田法学』第64巻4号, pp.60-84.
古橋エツ子(1999)「児童福祉サービス」丸尾直美・塩野谷祐一編『スウェーデン』東京大学出版会, pp.291-312.
前田信彦(2000)『仕事と家庭生活の調和』日本労働研究機構
正木祐司・前田信彦(2003)「オランダにおける働き方の多様化とパートタイム労働」『大原社会問題研究所雑誌』535号, pp.1-13.
Beets, G and Nimwegen, N, (福田亘孝訳)(1999)「オランダの人口問題」『人口問題研究』9月号, pp.27-51.

- Centraal Bureau voor de Statistiek(CBS) (1999) *Enquête beroepsbevolking*, CBS
- Centraal Bureau voor de Statistiek(CBS) (2003) *Statistisch Jaarboek*, CBS.
- Dulk,L(1999) 'Work-Family Arrangements in the Netherlands:The Role of Employers' in Dulk, L et. al(eds.) *Work-Family Arrangements in Europe*, Thela Thesis, pp.21-40
- Eurostat (2003) *Time use at different stage of life Results from 13 European countries*.
- Fransson, S, Johansson, L and Svenaeus, L (2001) *Highlighting pay differentials between women and men*, SCB.
- Kuijsten, A and Schulze, H(1997) 'The Netherlands: the Latent Family' in Kaufman, F. and Schulze, H. and Strohmeier, K(eds.) *Family Life and Family Policies in Europe*, Oxford University Press, pp.253-301
- Ministerie van Sociale Zaken en Werkgelegenheid (SZW)(2002)*Part-time work in the Netherlands*, SZW
- Mörtvik, R and Regné, A(1997)The Labour Market and Part-Time Work in Sweden in Klein, M(ed.) *Part-Time Work in Europe*, Campus, pp.187-194
- Planteng, J(1997) Part-time Work in the Netherlands: Fact, Figures and Policies in Klein, M(ed.) *Part-Time Work in Europe*, Campus, pp.151-167
- Statistiska Centralbyrån (SCB) (1992) *Tidsanvändningsundersökningen 1990/1991*, SCB
- Statistiska Centralbyrån (SCB)(2002) *På tal om kvinnor och män*, SCB
- Statistiska Centralbyrån (SCB) (2003a) *Tid för vardagsliv Leneadsforhållanden Rapport nr 99*, SCB
- Statistiska Centralbyrån (SCB) (2003b) *Statistisk Årsbok För Sverige*, SCB
- Statistiska Centralbyrån (SCB) (2003c) *Välfärd*, Nr.2, SCB
- Sociaal en Cultureel Planbureau(SCP)(1999) *25 Years of Social Changes in the Netherlands*, SCP
- Sociaal en Cultureel Planbureau(SCP)(2000) *De kunst van het combineren*, SCP
- Sociaal en Cultureel Planbureau (SCP) (2001) *Trends in de tijd*, SCP
- Sociaal en Cultureel Planbureau(SCP) and CBS (2002) *Emancipatiemonitor*, SCP
- Statens Offentliga Utredningar (SOU) (2002) *ARBETSTIDEN-LIVETS GRÄNSER*, 49, FRITZES
- Statens Offentliga Utredningar (SOU) (2003) *En jämställd föräldraförsäkring?* 36, FRITZES
- Sundström, M(1997) *Managing Work and children: Part-time Work and the Family Cycle of Swedish Women in Blossfeld, H and Hakim, C (eds.)Between Equalization and Marginalization*, Oxford. University Press, pp.272-288
- Visser, J(1999) 'The first part-time economy in the world Does it work?' (「世界初のパートタイム経済——それは機能するのか?」)社会経済生産性本部生産性労働情報センター『日欧シンポジウム雇用形態の多様化と労働市場の変容』pp.415-449
- Visser, J(2002) The first part-time economy in the worlds:a model to be followed? *Journal of European Social Policy*, 12(1) pp.23-42
- Work and Organization Research Centre(2000) *The Evaluation of Policies in Relation to the Division of Unpaid and paid Work in the Netherlands*, Tilburg.